

保護者の皆様へ

鈴鹿市立白鳥中学校
校長 草川 哲郎

非常時における生徒の登下校等について、下記の措置を講じます。テレビ等による情報に十分ご留意いただき、各ご家庭でご指導いただきますようお願いいたします。(メール配信は行います。) 混乱を避けるため、いずれの場合も学校へのお問い合わせはご遠慮ください。

I 台風時等における警報発令時の措置について

1 始業前に鈴鹿市に暴風警報(暴風雪警報)、台風接近に伴う大雨警報の何れかが発表されている場合

(1) 午前7時現在、鈴鹿市に暴風警報(暴風雪警報)、台風接近に伴う大雨警報の何れかが発表されている場合は、午前11時まで自宅待機とします。また、当日の学校給食は中止です。

(2) 午前11時までに、暴風警報(暴風雪警報)、台風接近に伴う大雨警報が解除されている場合は、学校へ午後1時までに着くように登校させてください。その日の午後の授業の用意をしてきてください。生徒の登校状況を把握したうえで、授業を行います。

※ **警報の有無にかかわらず、登校が危険な場合(道路の冠水・凍結、崖崩れ、河川の増水、など)は、決して無理をせず、安全を十分確かめた上で登校させてください。**

(3) 午前11時現在、引き続き暴風警報(暴風雪警報)、台風接近に伴う大雨警報の何れかが発令されている場合は、当日の授業は中止とします。

2 始業後に鈴鹿市に暴風警報(暴風雪警報)、台風接近に伴う大雨警報の何れかが発表された場合

(1) 通学路の安全確保及び道路状況をもとに、学校長の判断で、

ア 通学路の安全が確認されたときは下校とします。

イ 通学路が危険となったときは、生徒の安全な下校方法が確認されるまで、学校待機とします。

(2) 台風の中心位置、進行方向、速度、警報発令時の気象状況及び地域の道路、橋梁浸水の状況等から判断して、安全に帰宅することが困難と認められる生徒については、学校で保護するとともに、保護者と緊密な連絡をとります。

3 特別警報が発表された場合

重大な災害の起こるおそれが著しく大きい特別警報(大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報及び大雪特別警報)についても、前記1及び2のとおり対応します。

4 給食について

(1) 午前7時までに、暴風警報が解除された場合は、平常どおり給食を実施します。

(2) 午前7時現在、暴風警報が発令されている場合、午前中が臨時休校となるので、給食は実施しません。給食費の返還はありません。

(3) 始業後に暴風警報が発令された場合、暴風警報の発令時刻等によって、給食中止の判断をします。給食費の返還はありません。

5 台風を伴わない大雨、洪水警報発表時、警報が発表されていないが大雨の恐れがある場合

状況に応じて、「臨時休業」「始業時刻の変更」「緊急下校」等の措置を講じる場合があります。

このプリントはご家庭内のよく見えるところに掲示してください